

## 第7章. 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取

不当寄附勧誘防止法については、附則第5条において、法律施行後2年を目途として、それまでの法の施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案しつつ、所要の検討を加えることとされている。この検討に当たっては、参議院の附帯決議において「不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされている。これを踏まえ、消費者庁において、法附則第5条に基づく法の規定の検討に向け、法の施行状況及び経済社会情勢の変化について適切に把握するための対応の一環として、令和7年6月～7月にかけて、多様な方々を対象に法に関する意見聴取を実施した。本章では、当該意見聴取の概要及び聴取された法に関する主な意見について紹介する。

### (1) 意見聴取の実施方法及び実施状況

前記の参議院の附帯決議を踏まえ、意見聴取を実施すべき対象については、①被害対策に携わる弁護士、②不当な勧誘行為による被害者（以下「被害者」という。）、③その他関係団体の3つのカテゴリーに大別した上で、それぞれに該当する団体及び被害者のうち意見聴取への協力に同意いただけた者に対して、意見を聴取することとした。実施時期については、法の全面施行から2年が経過した令和7年6月以降を目途とし、それまでの法の施行状況及び経済社会情勢の変化の適切な把握に資するものとした。

なお、意見聴取については、仮に公開の上で実施した場合、個人及び法人等の権利利益を害するおそれがあること及び率直な意見聴取の場の確保が困難になるおそれがあることなどが懸念されたため、非公開の上で、寄附勧誘対策室の職員がこれを実施した。

実施状況の詳細は、図表7-1のとおりである。

【図表7-1】意見聴取の実施状況

| カテゴリー       | 実施対象                      | 実施日       |
|-------------|---------------------------|-----------|
| 被害対策に携わる弁護士 | 全国靈感商法対策弁護士連絡会            | 令和7年6月27日 |
|             | 全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団 | 令和7年6月25日 |

|         |                                  |           |
|---------|----------------------------------|-----------|
| 被害者     | (計8名の方から協力を得られた <sup>61</sup> 。) | 令和7年6月～7月 |
| その他関係団体 | 公益財団法人日本宗教連盟                     | 令和7年7月4日  |
|         | 特定非営利活動法人セイエン                    | 令和7年7月15日 |
|         | 公益財団法人日本非営利組織評価センター              | 令和7年7月14日 |
|         | 社会福祉法人中央共同募金会                    | 令和7年7月14日 |
|         | 日本赤十字社                           | 令和7年7月24日 |

## (2) 法に関する各団体等の主な意見<sup>62</sup>

意見聴取において、各団体及び被害者から寄せられた法に関する主な意見は以下に記載のとおりである<sup>63</sup>。なお、掲載している各意見については各団体及び被害者から寄せられたものであり、消費者庁の見解ではないことに留意されたい。くわえて、具体的な被害事例に言及している意見について、当該事例はあくまでも各団体及び被害者から紹介されたものであり、消費者庁として客観的事実に基づき被害を認定したものではない点にも留意されたい。

また、意見聴取の実施に当たっては、対象者に対して、消費者庁から法施行後の状況に関する情報提供を適宜行った。具体的には、被害対策に携わる弁護士には本報告書第2章～第6章までの内容を予め提供し、その他の意見聴取先については意見聴取冒頭において法施行後の概況を寄附勧誘対策室の職員から簡潔に説明した<sup>64</sup>。

### ア 全国靈感商法対策弁護士連絡会

・全国靈感商法対策弁護士連絡会では、電話での相談窓口を毎週火・木曜日に設けており、1回当たりおよそ4～5件程度の相談がある。不当寄附勧誘防止法施行後の相談事例について紹介する。

- ① 祈祷師から洗脳を受け、祈祷料として1,000万円以上交付したが、その後も脅迫まがいのメールが送られてくるため、金銭を取り戻

<sup>61</sup> 被害対策に携わる弁護士から紹介を受け、実際に被害に遭った当事者のほか、被害者の家族といった方々から話を伺った。

<sup>62</sup> 意見聴取先に照会し、公表について了承を得た内容を掲載している。

<sup>63</sup> 各団体及び被害者の意見の趣旨・意図を損なうことがないよう、可能な限り発言内容のまま記載している。

<sup>64</sup> 被害対策に携わる弁護士に対しては、提供する情報が対外未公表のものであったことから、守秘義務を交わした上での情報提供とした。

して個人情報の悪用も防ぎたいとの事例

- ② 宗教団体の幹部が頻繁に自宅を訪問して来て、執拗に参拝や行事への参加を求められ困っているため、脱会したいとの事例
- ③ 自己啓発本をきっかけに 2022 年頃に宗教団体に入会し、月会費や儀式料等数十万円を交付してきたが、続ける価値がないので、脱会したいとの事例
- ④ 宗教団体との間で、2006 年頃に騙し取られた金銭の半額程度を返金するとの和解がなされた後、更に残額も返金されることになったが、誹謗中傷があったとのあらぬ理由で結局残額の返金がされなくなったため、返金を求めたいという事例
- ⑤ 2010 年頃に子がうつ病になったことをきっかけに宗教団体に相談に行ったところ、配偶者と子が洗脳を受け、配偶者と子の関係が破綻したことから、子を守るために配偶者と離婚したいとの事例
- ⑥ 30 年前に入信した宗教団体から金銭を騙し取られたが、金銭交付の証拠が残っておらず、せめて借入れ分の返金と精神的苦痛に基づく慰謝料を請求したいとの事例
- ⑦ 親が宗教団体に所属していることから幼少期にいじめに遭い、障害を負うようになったため、親に損害賠償請求をした上、自らの名前を変えたいとの事例
- ⑧ 2019 年頃に宗教団体から不安をあおられ供養料として計 1,000 万円以上を交付したため返金を求めたいとの事例
- ⑨ 配偶者の両親が宗教団体の信者で、配偶者は脱会した元信者であるが、無理矢理入信させられたことで精神を病んだことから、義両親に損害賠償請求をした上で縁も切りたいとの事例
- ⑩ 2000 年頃から 2010 年頃にかけて、宗教団体に不安をあおられたことなどを受けて計数千万円を交付したため、返金を求めたいとの事例
- ⑪ 親が宗教団体の信者で、幼少期に活動に参加させられたことがあるが、一貫して信仰心を持ったことがないため、当該宗教団体との一切の関係と連絡を絶ちたいとの事例
- ⑫ 2021 年頃、宗教団体から、良い結婚相手が見つかると言われイベントに参加したが、それを機に不安をあおられるなどして計数百万円を交付したため、返金を求めたいとの事例

以上のごとき事例の解決に当たって、不当寄附勧誘防止法は活用しにくい。条文について一工夫することを検討していただきたい。

- ・全国靈感商法対策弁護士連絡会では、不当寄附勧誘防止法が成立した令和4年12月10日付けで声明文を公表しており、当時から法律に関する重要な不足点があることを述べてきた。これに沿って改めてコメントさせていただきたい。具体的には、次の4点である。
- ①家族被害の救済について、法第10条の債権者代位権行使の特例規定が設けられたわけだが、この制度は要件が狭く、取消の範囲も狭いため、家族被害の救済につながらない。実際、今回貴庁から提供いただいた法の運用状況をみても、適用事例は確認できない。被害の実態をみると、献金被害に遭って生活破綻した高齢の親の面倒を子供がみるという問題がある。こうした被害状況を踏まえ、家族による親の献金行為の差し止めなどをもう少し柔軟にできるような法制度が必要と考える。
- ②行政措置の関係でいうと、配慮義務違反に対する法第6条に基づく勧告については、かなり抑制的行使にとどまっているものと理解した。例えば、貴庁から提供いただいた資料にある調査事例のうち、4分間の勧誘行為は禁止行為としての退去妨害行為があったとは認められないとした事例があったが、自由な意思を抑圧するものとして配慮義務違反があったと評価できないか。もっと行政側の方で踏み込んだ行政なりの解釈をもって積極的に処分することもあってよいのではないかと思う。
- ③法第4条の禁止行為規定の適用対象が狭い。具体的には、柱書の「寄附の勧誘をするに際し」に関しては、例えば宗教団体によって入信時に困惑させるような言動があり、それから時間が経って寄附勧誘が行われる場合に、本法の適用対象となるのか疑問である。また、第6号の「必要不可欠」についても、逐条解説で範囲を広げるような解釈が示されているが、その解説自体が「必要不可欠」というものと整合していないと考えられる。
- ④最大の問題点は、個人への寄附が法の適用対象に含まれていないことである。不当な献金勧誘が、法人又は代表者若しくは管理者の定めのある任意団体によって行われるのではなく、そうした団体の幹部個人によって行われた場合には、この法律で被害防止が図られないことになってしまう。法に違反していると疑われる法人が法人格を失った場合においても、同様の問題が顕在化するおそれがある。

- 不当寄附勧誘防止法に関連して問題提起したく、私が担当した事例の1つを紹介したい。被害者である女性は15年にわたって宗教団体から精神的支配を受け継続的に献金を要求されていた。この際、献金の原資について、法第5条では借入れや不動産売却により献金の原資を調達することを禁止しているが、この被害者の場合は、寄附の原資を集めるべく、働くことを求められ、昼の仕事に加え、夜も仕事に就きダブルワークさせられていた。このほか、男性と関係をもって稼ぐことまでさせられていた。こうした、法第5条では補足できないひどい被害事例もあることを紹介したい。
- 不当寄附勧誘防止法の適用対象外となる事例として、外形上祈祷サービスという役務を提供しながら献金勧誘を行っている被害事例がある。こうした事例に関して、役務提供という有償行為である以上不当寄附勧誘防止法は適用されず消費者契約法の適用対象となるが、他方で消費者契約法には行政措置規定がなく行政側から違反法人等に介入できないというアンバランスさがある。これについては、何らかの対応が必要ではないだろうか。
- 不当寄附勧誘防止法については、個人への寄附に適用されないこと、法第4条第6号の規定のうち「必要不可欠」の要件が厳しいことが問題と考えている。この問題意識の背景として、実際、私が担当した被害事例を3件紹介したい。1つ目はネットで知った占い師に必要を迫られ献金した事例、2つ目は整体院を行っている個人に前世の悪行を理由に献金の必要を迫られ献金した事例、3つ目はカウンセラーから洗脳・脅迫を受けて献金された事例となっている。いずれも相手方が個人のケースであり、なおかつ法第4条第6号の「必要不可欠」の要件を満たすことが困難な事例となっている。
- 消費者契約法では行政処分規定がない一方で、不当寄附勧誘防止法には行政処分規定が設けられ、そうした意味で非常に画期的で期待度の高い法律であり、評価に値すると思う。
- 令和6年7月11日の最高裁判決を非常に重視していただきたい。当該判例では、宗教団体による献金勧誘行為の違法性の判断基準が示されており、そこで法第3条の配慮義務が一部引用された。他方で、同判例で示された念書の無効は、不当寄附勧誘防止法の対象にする

勧誘時の配慮義務を越えるものである。本来、献金の返金請求をしないとする念書を書かせる行為は、献金返金時の寄附者の正当な権利行使を妨害するものである。念書以外にも、寄附者やその支援者を誹謗中傷し、結果的に寄附者の返金請求を泣き寝入りさせて権利行使を萎縮させるといった例もあるところ、こうした法人等側の悪質行為についても、配慮義務の対象にするなど、法の規制対象に含まれるように手当される必要があるのではないか。この際、法務省の「ビジネスと人権」にかかる取組、すなわち法務省人権擁護局では、企業における人権尊重の取組強化に資するため、「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書（令和6年3月改訂）<sup>65</sup>を作成して公表しているが、同報告書が参考になると考える。営利法人でさえ人権配慮に係るガイドラインなどが示されているくらいなのだから、非営利法人についても寄附勧誘及び返金請求行為に当たって、寄附者の権利侵害が生じないようにするため、正当な権利行使を妨害しないことを配慮義務に含ませるなどの措置を、検討すべきである。

- ・「拝み屋」と呼ばれるような、個人で霊感的手法を用いて金銭を要求する者も出てきているため、個人による寄附勧誘行為にも法が適用できるよう検討すべきではないか。
- ・不当寄附勧誘防止法における寄附の射程範囲に関していうと、令和6年7月11日に最高裁が示した献金勧誘行為の違法性判断基準について、令和7年3月には、地方裁判決において、物品購入に当たっても当該物品の客観的価値が乏しく宗教的価値が専らであるなど、金銭支払いの趣旨が献金と判断される場合にも同基準が適用されるといった見解も示された。こうした事情も考慮した上で今後検討されたい。
- ・家族による被害救済のため、難しいとは理解しての上でだが、かつての準禁治産制度を参考に、被害者の家族が代わって献金被害額の返還請求を行ったり、財産を管理したりすることが可能となるような制度設計について検討されたい。関連して、審判前保全処分と類似の制度も有効であると思う。高齢者の人権との兼ね合いもあり、弁護士会内でも議論が平行線となっているのだが、実効的な家族被害の救

---

<sup>65</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001417137.pdf>

済に必要なと考えている。

#### イ 全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

- ・不当寄附勧誘防止法について、被害に対する一定の抑止効果は働いていると考えられ、その意味で一定の評価はできる。他方で、被害者の救済には現場でほとんど使われておらず、被害者救済という意味では著しく不十分な法律である。被害救済の交渉・調停に当たっても、その根拠として民法の不法行為に基づいて違法性を主張し立証しており、本法の取消権を主張したことはない。
- ・献金勧誘被害の現在の実態を踏まえると、本法の内容は、その被害実態に合致したものとなっていない。靈感商法が一番ひどく、恐喝や詐欺まがいの行為が横行していた 1980 年代当時の被害であれば、本法第 4 条第 6 号が適用される余地も考えられた。しかしながら、現在の被害実態は加害者側の団体が正体を隠しながら長時間、長期間の働きかけを加えることで、献金することが自分や家族の不幸を避けるために必要なものだという教義をまず信じ込ませ、その思い込みにつけ込み献金させるというものである。したがって、献金勧誘に当たって、必ずしも靈感により告知して必要不可欠だというふうに勧誘するというものではない。また、先祖供養などの名目で直接海外の関係団体に寄附させるという手口も現在主流となっており、この点は本法の要件不備というよりは海外の法人及び団体との関係になってくるが、そうした事情もあり被害回復が困難になっているところもある。
- ・本法の制定に際して、被害者の生の声を聴く時間と量が圧倒的に少なかった。だからこそ、被害の事態を正確に把握できていないまま、被害実態に即していない法律が制定されたのだと考える。被害者の意見を継続的に聞くため、検討会等を開いて検討してほしい。
- ・不当寄附勧誘防止法第 1 条に関して言えば、法の適用範囲について、現行の「法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの）」では狭く、もう少し拡張する必要があると考える。宗教法人が法人格を失ったとしても、宗教団体としては存続し、宗教上の教義に基づき継続して被害を発生させるものと考えられるが、そうした被害が発生した場合に、本法が適用されるか

どうか疑問である。もちろん、権能なき社団・財団の要件を満たせば適用されるのだが、そのためには被害者側での立証を要することを考えると、実際に適用されるかどうか疑問である。少なくとも、幹部としての個人まで対象に含めるといった措置をとらないと、被害の捕捉は困難だと思う。こうした法の適用対象の不備によって、法律が機能しなくなるという事態は避けなくてはならない。

- ・不当寄附勧誘防止法第3条の配慮義務に関しては、本法の策定に当たって最後に盛り込まれた部分であるが、結果として最もありがたかった規定であった。令和6年7月11日の最高裁判決において、本法の配慮義務規定が引用され、宗教団体、信者としての一般的な配慮義務として認められた判例ができ、それを手がかりに過去の事案についても不法行為の違法性を主張できるようになった。ただし、具体的な基準・要件などは不明であり、実際にどう機能するかについては今後の裁判例の蓄積を待つ必要があり、直ちに違法性が認められるものではなく、即座に被害救済に結びつくものではない。本来、第4条などと同様の禁止行為にされるべきと考えている。
- ・不当寄附勧誘防止法第4条に関して言えば、端的に言うと要件が厳しく実務上は使用が困難になっている。特に本条柱書の「困惑」及び第6号の「必要不可欠」の要件が非常に厳しい。被害実態としては、宗教団体が信者に対して教義を教え込み、寄附者本人に寄附することへの責任感や使命感を持たせた上で、あくまでも自らの意思に基づき献金をさせるという手口をとっている。こうしたケースにおいては困惑しているとはいえず、本法の適用は困難だと思う。例えば、「正常な判断ができない状態にあることに乗じた」といった文言にする必要があると思う。
- ・不当寄附勧誘防止法第10条については、家族や2世被害の救済を趣旨として設けられたものと思うが、その要件が非常に厳しく、周りで適用された事例を聞いたことがなく、被害救済に全く役に立っていない。債権者代位権という制度自体、そもそも無資力などの要件を満たす必要があるというハードルがあることも踏まえると、別の制度・枠組みを用いないと、被害救済には結びつかないと思う。
- ・貴庁から提供あった不当寄附勧誘防止法の詳細な運用状況について



拝見したが、そもそも被害として寄せられる相談件数が少ないと感じた。その理由について考えると、本年3月に東京地裁が示した宗教法人をめぐる裁判における決定では、周囲の信者との人間関係、献金後に領収書が発行されないことによる立証の困難さ、が要因になって被害が顕在化していないと述べており、これは原因にあると思う。また、この点に関して他の弁護士による分析についても紹介すると、被害相談が寄せられない要因として次の5つが考えられている。

- ① 献金が正しい行為と信じ込み、自主的に献金してしまうという心理状態
- ② 靈感に対する恐怖心が植え込まれているために被害を訴えることが困難
- ③ 自分を責める心理状態の中に置かれるので、加害者への責任追求に気持ちが向かない
- ④ 家の中にある財産に手をつけて献金をしたことへの負い目
- ⑤ 加害者である宗教団体に弱みを握られている

こうした被害者の心理状態を背景に、被害件数があまり上がってこないのではないかと思われる。

- ・被害の一例として、長期間にわたって宗教団体による献金勧誘被害を受けてきた女性の被害例を紹介するが、基本的に、不当寄附勧誘防止法の要件の範囲内に収まらないかたちで被害に遭っている。要は、献金勧誘の前段階で宗教団体が正体を隠したうえで教義を伝道し、その結果、献金をする際にはもはや困惑していない状態になっているというのが被害の実態である。この宗教団体においては、先輩信者の方がより信仰対象である神に近い存在として敬われることから、基本的に団体内で上から言われたことには従うというような精神状態に信者は陥っており、使命感で献金を繰り返すことになる。個々の勧誘行為の態様のみを切り取って要件充足性判断をしても意味をなさない。したがって、こうした被害を的確に捕捉し、また被害を予防するためにも、法の条文において、要件を厳格に定めるのではなく、適切な判断が困難な状況に置かれた者への寄附勧誘を禁止するというようなある程度包括的な規定を置いた方が、被害実態に即した規制となるし、法の活用の幅が広がると思う。

- ・2023年12月に日弁連から出された「靈感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予

防のための立法措置を求める意見書」に基づいて意見を述べる。日弁連から貴庁に対して要望がなされているものである。これはこれまでの靈感商法等による被害の実態について、蓄積された裁判例も踏まえた上で提言されたものである。靈感商法等においては、違法な勧誘行為により、判断基準そのものが不当に変えられてしまうことで生ずる被害がある。判断基準を変えられてしまうと、出捐時には加害者による脅しや不安を煽る等の行為はなくても、また、被害者の内心においても畏怖も困惑もない状態で、むしろ積極的な意思に基づいて、出捐してしまうことがある。このような場合、人生や家族の生活に甚大な影響を及ぼす重大な被害となり得る。裁判では、違法に判断基準を変える勧誘行為についても不法行為に当たるとされ、それと相当因果関係に立つ損害の賠償が命じられてきた。意見書では、不当寄附勧誘防止法（及び関連する消費者契約法）に関する喫緊の課題として、立証義務が被害者側に課されていることや、「困惑」要件が障害となっていること等を挙げながら、被害実態に合わせて次の3点を法律に盛り込むべきことを主張している。

- ① 正体や目的を隠した勧誘の禁止
- ② 助言の機会を奪うことの禁止
- ③ 寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘の禁止（「つけ込み型不当勧誘」の禁止）

ぜひとも2年後見直しに当たって、これらを盛り込み、被害救済・被害予防のために利用できる法律にしなければならない。貴庁の処分状況をみると、被害者に「困惑」がないために不処分となっている事例がほとんどである。これは、被害救済においても被害予防においても、現行法では不十分であることの証左であり、まさにこれも立法事実となる。実効的な被害救済や予防が図られ、信教の自由や意思決定の自由が保障されつつも、消費者を保護する社会になっていくことを切に願う。そのために法改正は必要不可欠である。

- ・法テラスの靈感商法等対応ダイヤルにも関わっており、実際に現場で相談を受けている立場から本法について意見を述べる。まず、情報提供のアクセスについて考えたときに、消費者庁に設けられている専用ウェブフォームを実際に私も使ってみたが、操作に難しい点が多く、若い人でウェブに慣れている人であれば支障ないだろうが、そうでない人であればウェブからの情報提供は困難ではないかと思った。

- ・消費生活センターについては国民の間で非常に浸透している機関であるので情報収集窓口の1つとしてはいいと思うが、他方でここに来る相談は消費生活相談であって、不当寄附勧誘防止法違反に該当する被害情報が直接寄せられるというわけではないだろうから、その意味で情報収集に漏れがあるのではないか。
  - ・一方で、消費者庁の本法のHPでは、同法にかかわる事案の相談先、あるいは調査端緒として、法テラスの靈感商法等対応ダイヤルを紹介しているが、同ダイヤルは、あくまでもオペレーターが相談先を選別する機関であって、相談自体を受けることはできないものとなっている。また、本法の対象となり得る事案については、消費者庁より、同ダイヤルに電話をしていくことが多いと思われるが、知り得る限り、不当寄附勧誘防止法に関する被害情報の窓口として同ダイヤルから消費者庁を紹介された例は1件もないと思う。したがって、消費者庁における法運用上、不当寄附勧誘防止法に該当する案件について当該ダイヤルが本法の情報窓口になっているとも思えない。
  - ・ただし、靈感商法等対応ダイヤルに寄せられた情報や相談は、本法のより良い運用及び立法目的の達成のために活用できるのではないかと考える。おそらく、当該ダイヤルが現在の献金勧誘被害の相談の最前線になっており、この手の被害状況が最も集約される場所と考える。したがって、ここに集約される被害情報をどう活用するかは、非常に重要と感じる。省庁間での連携が難しいという側面もあるのかと思うが、法務省とぜひ緊密な連携をとってもらい、情報を吸い上げていただきたい。
- 例えば過去のオウム真理教の事例を振り返っても、社会問題として当時顕在化する前から、相談情報の集約時点においては既に問題が明らかになっていたと思う。しかし、現在、靈感ダイヤルに寄せられた情報は抽象化されて公表され、共有されるにとどまり、分析をする、あるいは問題がありそうな相談事例について、注意して集約する、などということが行われていない。したがって、そうした相談情報を継続的に抽象化することなく責任をもって集約し、省庁間で共有することで、問題となっている団体が世間で明らかとなり、被害防止につながるのではないかと思う。(せっかく最前線の情報が集まっているので、積極的に生かしてほしい。)

- ・消費者庁から提供のあった具体的な被害状況とそれに対する対応記録を拝見したが、被害者本人が困惑していないことから嫌疑なしとして調査が終えられた事案が多いように感じた。通報は、不当と思われる寄附勧誘であることに気付きそれに抵抗することのできた、本法が予定する被害であることの自覚がある人から寄せられているのだと思う。一方で、実際には、本法が予定する被害であることの自覚がなく、単に困り事として、消費者庁につながらない窓口で相談する被害者のほうが圧倒的に多いはずであり、そうした方々からは本法の被害であるといつて、消費者庁などに情報が寄せられたり、相談が来たりすることはない。その意味で、寄せられた被害情報の集積は重要であり、事件調査が行われて、被害者本人が困惑していないために不当寄附勧誘の事実なしとされた案件であっても、不当寄附勧誘行為がなかったということではないので、そういった形態の寄附勧誘を行っている旨の相談があった団体としての情報が引き継がれ集積されているのか。対応が後手に回らないよう、こうした情報を収集するだけでなく、引き継いでいき、さらに活用することについて、よく検討していただきたい。
- ・有識者や被害者などの関係者が恒常的ないし継続的に意見交換できるような検討会といった場を、大げさなものとははいわないので、設けていただければいいと思う。また、今回のようなヒアリングについても、2年に一度といわずに、もう少し高頻度で継続的に実施いただければ、法のより良い活用資すると考える。現場感覚に基づく我々弁護団の意見を、ぜひ活用いただければと思う。

## ウ 不当な勧誘行為による被害者

### (ア) 被害実態に関する内容

- ・献金勧誘被害について、数億円単位など、金額が大きい被害が報道では取り上げられがちだが、自分のように、数百万円くらいの被害が多いのではないかと思うので、そのような被害にもっと目を向け、救済を図ってもらいたい。
- ・不当寄附勧誘防止法の規定では、悪質な寄附の勧誘行為によって寄附者を困惑させることを禁止しているが、自分が被害を受けた宗教団体からの献金勧誘被害に関して言えば、寄附に至るそもそものきつ

かけである入信に至るまでの勧誘行為が違法であった。長期間にわたって宗教団体の信者であることを隠しながら近づき、人間の深層心理を巧みに扱いながら人間関係を構築され、先祖因縁などが問題と刷り込まれた結果、入信に至ってしまった。入信しマインドコントロール下に陥った状態においては、寄附勧誘に際してもはや困惑などせず、寄附して当然という心理状態になってしまい、むしろその際の悩みとしては、金銭の工面をどうするかという点に尽きることになる。

- ・マインドコントロールが解け、ようやく不当な献金勧誘被害に遭っていたことに気が付いたとしても、そこからは精神状態が不安定な日々が続き、心の整理がつくまで大変しんどかった。特に、自らが宗教団体の信者として加害者に加担しさらなる被害者を増やしていたことに気付いた時には、その罪悪感で胸がいっぱいであった。
- ・マインドコントロールから抜け出すには、カウンセラーや牧師などの専門家の協力が必要。自分も実体験として、カウンセラーや同じ境遇にいた元被害者との話を通して、徐々に自分の被害に気付くことができ、金銭被害回復を弁護士に相談することができた。
- ・献金勧誘被害に遭って家計困窮に陥った過去の被害者が年金の積み立てもないまま高齢になり、生活維持のためにその子供世代が苦勞するという間接的な被害状況をよく聞く。そうした高齢者は生活保護に頼ることになり、すなわち貴重な税金が投入されることになってしまうという、大変腹立たしい事態が生じている。本来は不当な寄附勧誘を行った法人等が補填をすべきではないのか。こうした事情も鑑みれば、家族による被害救済が少しでも認められるような制度があればよいのではないかと思う。
- ・宗教2世にとっての献金勧誘被害は間接的なものとなっており、具体的には、親が宗教団体の教義に基づき借金をしてまで献金をしたり、長期間にわたって高額献金を続けた末に無年金状態となった結果、その借金の返済、生活費の補填及び親の介護といったことを2世である子供が担うケースが生じているというのが被害の実態である。また、家庭内での詐欺的行為による被害も生じており、例えば、親が宗教団体の教義に基づいて、子供の預金通帳や身分証などを無断で

使用して献金の原資を確保するという被害が広く生じている。

こうした親の献金勧誘被害が子供世代にまで波及するという2世の被害に関して、不当寄附勧誘防止法では救済の対象とされておらず、実効的な家族の被害救済が不可能となっている。親の宗教団体への精神的隷属により家庭全体が疲弊するという実態を知ってほしい。

- ・不当寄附勧誘防止法施行後にあった、宗教2世の被害事例を紹介する。母親が宗教団体からの献金勧誘被害を受けている宗教2世の話であるが、母親自身は被害を認識していないため、2世被害者が法テラスに母親の被害状況について相談しても、母親の献金行為である以上対応困難とされてしまった。他方で、母親は継続的に献金を行って、経済的に困窮している状況に陥っており、2世被害者はそうした親の被害を止めることも出来ないまま親の生活を支援しなければならないという、非常に不合理かつ不条理な状況に追いやられている。このような2世世代の被害者が数多く存在するので、どうにか救済してもらいたい。
- ・宗教団体からの献金勧誘被害は、単に金銭的被害にとどまらず、入信までの不当な勧誘による被害、家庭内で生じる問題、精神面での被害など、その性質・内容は多岐にわたるものとなっている。他方で、不当寄附勧誘防止法において着目されているのは専ら金銭的被害のみとなっているのが、歯がゆく感じる。
- ・宗教団体による不当な献金勧誘の被害実態として、非常に計画的かつ悪質なやり方で信者の財産を余すことなく献金させるようにしているひどい団体もある。信者が亡くなってしまうと財産は相続され宗教団体からは手が出せなくなるので、存命中に本人からお金を取り尽くそうとするような、宗教とは思えない非常に悪質な被害の実情があった。こうした悪質な被害を防げるようにしていただきたい。
- ・自分が被害を受けた宗教団体に関して言えば、その教義において他者からの財産の収奪行為を正当化する内容が含まれており、悪質な組織体制は今もなお残存していると考えている。不当寄附勧誘防止法違反がないという事実が宗教団体による被害がないということの裏付けに利用されることもある。宗教団体の悪質性が2世世代に継承され新たな被害を生み出さないためにも、不当寄附勧誘防止法につ

いてより実効性のあるものにブラッシュアップされたい。

**(イ) 法律の規定及びその効果に関する内容**

- ・不当寄附勧誘防止法については、総論として、規制内容が被害の実態に即しておらず、実効性を欠いていると考える。
- ・不当寄附勧誘防止法について、法人等による不当寄附勧誘行為の再発抑止効果が一定程度あると考える。他方で、宗教 2 世の立場としては、本法による 2 世被害者の救済は困難だと考える。
- ・令和 6 年 7 月 11 日の最高裁判決の存在は、被害者救済のために大きな意義があると思っている。
- ・令和 6 年 7 月 11 日の最高裁判決において、献金勧誘行為の違法性判断基準が示され、そこで不当寄附勧誘防止法第 3 条の配慮義務規定が援用されたことは、大変意義があった。
- ・不当寄附勧誘防止法第 2 条に関して言えば、法における「寄附」の定義について、「高額の商品」の形を取っている物が含められるべきと考える。実際にあった被害として、宗教団体から献金勧誘被害を受けていた自分の母親は、当該団体から信仰とは直接関係のない宝石や健康食品などの不要な高額商品を購入させられていた。この点、令和 7 年 3 月に東京地裁は、客観的交換価値が乏しく、宗教的価値が専らである場合の金銭支出についても配慮義務の存在する寄附の場合と同様に違法性を判断すべきとの見解を示しているということも踏まえれば、そうした不当な物品販売行為は禁止するべきと考える。
- ・不当寄附勧誘防止法第 3 条に関して言えば、マインドコントロール下の人間にとっては自分が「自由な意思」を抑圧されているなど思わないし、被害を自分事として認識できない。この点はまさに法律以前の問題であり、宗教団体からマインドコントロールを受けた者は、マインドコントロールから脱却しない限り、自分が受けた行為が法律に違反していると認識できない。
- ・不当寄附勧誘防止法第 3 条の配慮義務に関して言えば、被害実態を踏まえると、配慮義務にとどまらず、罰則を伴う禁止事項とすべき。令

和6年7月11日の最高裁判決においても、当該条文の一部を引用した上で、こうした配慮がなく社会通念上相当な範囲を逸脱していれば不法行為上違法と評価されるとしている。ただし、具体的にどういった行為が行われるのが違法と評価されるのか明らかではないため、どのような行為をしてはならないか、あるいは、どのような状況であれば勧誘してはならないかといった具体例が多く示されることが望ましい。

例えば、自分が把握している宗教団体による被害事例を踏まえれば、高齢者の健康状態の考慮、法人等が個人の現金や自宅・土地の権利書といった重要書類を預かることの禁止、寄附金の返還請求をしない旨の合意書等の取り付けの禁止などは法の規定に盛り込まれるべきと考える。

- ・不当寄附勧誘防止法第3条第3号に関して言えば、寄附勧誘の際の配慮義務に留めず、寄附した財産の用途を誤認させるような表示を一般的な禁止行為にするべきである。用途を誤認させる情報が社会にあるだけで被害者は増えるので、そのような情報の存在自体を遮断すべき。実際の被害として用途を明らかにされずに献金を求められてきたが、実際の用途を聞いていれば献金しなかったであろうと思う。
- ・不当寄附勧誘防止法第4条に関して言えば、条文柱書の「寄附の勧誘をするに際し」について、被害実態を踏まえると実効性に疑問がある。宗教団体による被害の実情として、長期間にわたって教義を伝道し、その教義が深く内面化された信者に対して献金をルーティンのように求められるわけだが、そうした被害事例においては都度献金の勧誘説得があるわけではなく、もはや献金の勧誘に際して困惑状態に陥るという精神状態にはない。不当な寄附勧誘は点ではなく線として捉えるべき。こうした被害を現在の規定内容でカバーされるのか疑わしい。
- ・不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関して言えば、被害実態としては、被害者側は献金の使い道を知らずに加害者側から世界平和や家族の幸せのためとポジティブな動機付けを受けてこれを誤認し信じて自由意志で献金に至るという状態。条文にあるような「困惑」もしておらず、また「寄附をすることが必要不可欠」とも言われていない。そ



のように巧妙に勧誘をしてくる宗教団体による被害の実情もあるので、条文は実態と合っていない。また、これに関して、薬事法を参考に、例えば「この寄附による効果は科学的に実証することはできません」と必ず言わせるようなことも可能なのではないか。

- 不当寄附勧誘防止法第5条に関して言えば、法律で借入れによる寄附をするための資金調達の要求は禁止されているが、被害実態として、直接的な原資にならずとも生活維持のために間接的に借入れをするケースもあり、親が献金したことで子が奨学金を借り生活費に充てるという間接的な被害もある。こうした間接的な被害も含めて規制されるよう改正されたい。
- 不当寄附勧誘防止法第5条に関して、自分が被害を受けた宗教団体について言えば、宗教上の行動として、信者である主婦にサラ金などで借金をさせるといったものがあつた。この際、信者は宗教団体からマインドコントロールを受けていることから、被害を受けているという発想が湧かない状況であつた。
- 不当寄附勧誘防止法第5条に関して言えば、現在の規定では、居住用の建物又は敷地や、生活維持に欠かせない事業用資産を売却させて寄附金の原資を調達させる行為を禁止しているが、実際にあつた被害として、自宅の庭の延長にある土地を売却し、その代金を法人等に領得されたケースがあつた。また、借入れによって寄附金の原資を調達させる行為も禁止しているが、これに関して、借入れではなく家族名義の資金を無断で使用して献金するという被害もあつた。こうした被害事例は、現在の第5条における禁止規定の内容で手当てされているのか疑問であり、含められるように禁止行為として明記すべき。
- 不当寄附勧誘防止法第8条に関して、そもそも被害の根底にはマインドコントロールがあるので、法律があっても被害を取り消すという発想が出てこない。自分は10年ほど前に被害に気づき返金請求したが、当時周りの同様の境遇にあつた人たちで私のように返金請求していた人はいなかった。
- 不当寄附勧誘防止法第8条及び第9条の取消権に係る規定に関して

言えば、寄附の意思表示の「取消し」については「無効」とし、取消権の時効はなくすべきと考える。

- 不当寄附勧誘防止法第9条の取消権の行使期間については短いと思う。マインドコントロールが解け被害に気付くきっかけというものは千差万別。家族の働きかけを通じて弁護士、牧師、大学教授といった方からの話を受けて何年もかかって宗教団体から脱会するというケースもある。また、被害者の息子・娘世代ができるのも1つのきっかけだ。いずれにせよ、マインドコントロールからの脱却は、これまで人生をかけて献金していた自分自身の否定にもつながるため、心の整理に時間を要することから、被害に気付いたとしても直ちに返金請求には至れない。したがって、取消権の行使期間については、「無期」若しくは有期だとしても「20年」にする必要があると思う。
- 不当寄附勧誘防止法第9条に関して言えば、取消権の行使期間が短すぎると考える。自分の経験も踏まえれば、宗教における教義などを信じ込まされている状態から脱却するためには相当の期間を要すると考えるところ、関係する支援団体及び専門家からの意見も伺いつつ、脱却に要する期間を客観的なデータに基づき把握した上で、行使期間の設定が行われるべき。
- 不当寄附勧誘防止法第9条に関して言えば、自分は宗教団体からの被害に気付き当該団体から脱会した後、しばらくの間精神状態が不安定な日々が続いた。そのような状況下において、どこに相談すべきか、被害の証拠として何を示すか、といったことなど思うにも至らなかった。このような被害実態を踏まえれば、被害に気付いてから3年以内に被害者が取消権を主張することは大変なことだと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第10条に関して言えば、自分の養育費の確保に限らず献金被害に遭い生活困難に陥った親の生活維持まで図れるようにするため、家族が親に代わって献金を取り消せるように改正されたい。こうした親は、生活困難になった理由が高額献金である以上生活保護の受給も難しく、結果としてその生計維持の負担は子が背負うことになる。こうした家族の被害を救済する観点からも、見直しが必要。

- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して言えば、家族による親の献金の取消は極めて困難である。そもそも債権者代位権については適用に当たって高いハードルがあり、その上返金請求できる範囲も限定的である。長期間にわたって高額献金を続けた結果、老後の生活資金が十分でない親の生活維持のための負担を 2 世である子供世代が担うという被害が生じている一方で、本法に規定されている家族の返金請求可能範囲について親の介護や扶養のための費用までは含まれておらず、実質的な家族の被害救済が図られていない。
- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して言えば、宗教 2 世の被害実態としては親の献金被害を止めることも出来ないまま高齢の親の生活を支えなければならない状況に陥っているところ、これも鑑みれば、より広く、家族が被害者に代わって献金の取消権の行使ができるように措置されるべき。法第 10 条の策定に当たっては、国会において財産権及び被害者本人の権利との兼ね合いも考慮されながら議論された上で現在の法の規定になったと承知しているが、実効的な被害救済のためにそうした制約を超えた何らかの措置が講じられないのかと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して言えば、実際問題、中学生や高校生が親の返金請求を代位することなど果たしてできるのか、法制定当初から疑問であった。そのような事例は皆無だと思う。
- 不当寄附勧誘防止法第 10 条の債権者代位権の特例規定に関して言えば、特に当事者の子供が行使しようとする大変難しいという問題があると思う一方、自分のように成人している子の場合には親の被害救済を図るに当たって当該特例は使えない。自分は高齢の親が被った献金勧誘被害の状況が判明した時には、既に親は生活費にも事欠き老後の資金がない状態で、しかも認知の衰えのため状況把握もできず、自ら返還請求もできない状態であった。こうしたケースにおいて、子供が親の老後資金の返還請求をできるような法律があればよいと考える。また、そのように生活が困難な状況になる前に献金をし続けている事実が発覚した場合、本人の意思にかかわらず、後見契約などによって弁護士等に財産管理を委ねられるようになればよいと思う。

- 不当寄附勧誘防止法第 10 条に関して未成年者による債権者代位権の行使について言えば、現実的には行使困難であり実効性に欠けている。実際、日弁連が 2023 年に出した意見書においてもこの点は主張されており、そちらも参照されたい。この際、国会の附帯決議において、未成年者の子の援助の充実が掲げられているが、これも十分尊重の上対応していただきたい。なお、厚生労働省から「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q & A」が公表されており、この内容をみると、児童が保護者に対する扶養請求権等を保全するため保護者に代わって不当寄附勧誘防止法上の取消権等を行使する必要がある場合には、児童相談所が弁護士会等の関係機関と連携の上対応することとされているが、児童相談所の業務状況なども鑑みれば、現実的に児童相談所主導でこのような対応を行うことは困難ではないかと考える。消費者庁等の関係省庁が児童相談所等の問い合わせに対応したり、実務的な支援を行う等、現場への支援をお願いしたい。また、法第 11 条に基づき、公費に基づく支援制度を措置いただきたい。
- 不当寄附勧誘防止法第 11 条に関して言えば、宗教団体からの被害を受けている現役信者・元信者に対し積極的にアウトリーチしていくことが重要。現役信者は教義に反することはできないので、寄附をやめられるように公的機関に相談しようなどとは思えないし、元信者はこれまでの被害を直視することが難しいので、自分から相談をする心理的ハードルが高い。積極的に公的機関から介入していきえるようにすべき。
- 不当寄附勧誘防止法第 11 条に関して言えば、そもそも支援機関への相談にまで至るケースが少ない。被害に気付いたとしても、心の準備に相当の時間を要することも背景にある。10 年ほど前の話にはなるが、病院にかかった者については献金は自己責任として帰されたし、警察に相談しても民事に係ることなので介入困難として相手にされないケースもあった。家族会等に参加して被害を受けているかもしれないと知るきっかけがあったとしても、そこからマインドコントロールが解けて返金請求に至るまでに 20～30 年かかる人もいる。いずれにせよ、関係機関の積極的な支援なしに返金請求に至るのは困難。消費者庁においても、被害者に積極的に介入された方がいいと思う。

自分は高齢者の生活相談を受ける仕事に就いているが、虐待保護や振り込め詐欺などの相談は受けるが、宗教団体からの献金勧誘被害に関する相談はない。だまされる高齢者は多いと思う。市町村レベルでも体制が整っていないのに、果たして県レベルで体制が整備されているか疑問である。

**(ウ) 消費者庁における法運用及び周知・啓発の取組に関する内容**

- ・法律が被害の実態に即した内容になっていない点には問題があるが、消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用及び周知・啓発の取組については、やれるべきことを全てやられてきたのではないかとと思う。強いて言えば、周知・啓発について、法人等に献金する際には銀行振り込みが主な手段となるところ、例えば銀行のＡＴＭでの振り込み前の画面において、不当な寄附勧誘行為への注意喚起を促せば、洗脳状態で献金している者にも情報が届くのではないか。
- ・不当寄附勧誘防止法の周知・啓発について、寄附を募る全国のあらゆる法人等向けに説明会を実施しているとのことだが、今後とも継続的な実施をお願いしたい。その際には、こういった属性の法人・団体が参加していて、逆にこういった属性の法人・団体は参加していないのかチェックしておく必要はあるかと思う。
- ・不当寄附勧誘防止法の周知啓発に関するこれまでの取組について言えば、「不当な寄附勧誘に心当たりあれば通報を」と言われても、マインドコントロール下にある被害者にとっては被害に心当たりなどない。自分が被害を受けた宗教団体の手口を踏まえれば、不当寄附勧誘防止法に規定している不当な寄附勧誘行為のうち、「恋愛感情等に乗ずるもの」以外の行為は全て当てはまっていると思う。ただし、マインドコントロールの状態にあり被害を認知していない被害者に対しては、そういったメッセージは響かない。  
また、周知のターゲットについて、自分が被害を受けた宗教団体について言えば、加害対象が若年層化しており、大学生はもはや遅く、高校生がターゲットとなっている。また、宗教団体が正体を隠した上で高校の教師に流布した内容を、教師がそれに気付かずに生徒である高校生に伝播して被害が広がっていくという話も聞く。大学に入っても、スポーツサークルなど、怪しいとも思わないような場所で勧誘が行われている。

- 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の取組について、ポスターの掲示やパンフレットの展開を全国的に広く実施しているとのことだが、これまで現物を見た記憶がない。町内の掲示板などもっと生活に身近なところへ掲示した方が気づかれやすいのではないか。また、公民館にパンフレットを置いているとのことだが、そうした施設では膨大な種類のパンフレットが置かれていることから、どうしても紛れ込んでしまい気づかれにくいと思われる。
- 不当な寄附の勧誘は規制対象となっているが、被害実態としては高額な物品を購入させられることも多く、寄附ではないからと諦めてしまう人も多いのではないかと思う。ポスター等で周知・啓発を行う際には、消費者契約法とあいまって靈感を用いた被害を防止しているということがもっと分かりやすいようにすれば、泣き寝入りする人は減るのではないかと思う。
- 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発について、特に若年層は法律に疎く、普段の生活から遠い存在と認識していると思われる。したがって、もし若年層が靈感商法や献金勧誘被害に遭ったとしても、精神論で片付けられたり知らなかった自分が悪いからと思ったりしやすく、被害実態が表に出てこない可能性がある。そういった不当な行為は法律で禁止されていることを、法教育と合わせて若年層に啓発する必要があると思う。
- 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発について、2世児童の救済の観点で申し上げれば、児童の被害状況を察知し実際に対応するのは児童相談所、警察及び地方自治体の児童虐待関連部署といった関係機関の担当者であると考えられるところ、実際に対応するこうした関係者が不当寄附勧誘防止法第10条などの内容を把握していない限り、本法による被害救済にはつながらないと思う。したがって、このような関係者に、消費者庁等の関係省庁が児童相談所等の問い合わせに対応したり、実務的な支援を行うこと等と合わせて、法の内容が周知されることが重要であると考えます。
- 不当寄附勧誘防止法の運用状況について、行政措置にまで至る事案がなく、匿名情報につき十分な調査に至れない事案も多いなど、歯がゆ

いところがあるのではと感じた。巧妙な被害実態を踏まえれば行政措置0件にならざるを得ず、また、加害者側からの干渉を受けて恐怖や泣き寝入りに陥った結果、被害者としてはなかなか声を上げづらく、そういった事情もあってこうした2年間の運用状況になっているのではないかと思った。一方で、行政措置の件数が増えればよいというわけでもなく、被害がないのであればそれが一番。

- 不当寄附勧誘防止法の運用に当たって、情報収集の際に匿名での情報提供が相当程度あり調査に行き詰る場面が多々あるとのことだが、被害者視点で考えると、そもそも相談先が信用できるかどうか不安な状態で相談しているので、詳細情報を明かさずに匿名で情報を寄せるのだと思う。
- 消費者庁の寄附の不当勧誘に係る情報収集について、ウェブサイトには専用フォームを設けているとのことだが、スマートフォンの扱いに慣れていない高齢者がアクセスするのは困難だと思う。ネット検索でも不慣れな高齢者になるべくアクセス容易になるように、検索時に入力することで専用フォームが検索トップに出てくるような端的な10文字以内の用語があればいい。また、そうしたワードがあれば、それを広く周知すると、フォームへのアクセス数が増え、相談の書き込みも増えると思う。
- 不当寄附勧誘防止法に係る情報受付窓口の1つである法テラスの靈感商法等対応ダイヤルについては、開設当初は相談員が不慣れであったこともあり、たらい回しになるなど対応が悪いとの話を聞いていた。実際の被害者として自分は相談員向けの講習会に講師として参加したこともあり、そうした中で、当初のような相談窓口に対する悪評は少なくなっている。
- 宗教団体からの献金勧誘被害の相談については、専門家の弁護士や臨床心理士でさえ対応が困難だと思っている。したがって、公的機関の相談窓口には被害者や元信者を配置して相談を受け付けられるようにするほか、被害者や元信者が相談に乗る民間機関の相談先を増やすといった取組が大事なのではないかと思う。また、救済が縦割りになってしまっている印象であり、相談先については、相談したい内容ごとに分かりやすくまとめたものを、関係省庁や地方公共団体等と連

携して作成・公表してほしい。

- ・情報の受付窓口を複数設けているとのことだが、そもそも被害に気付かないと意味がないし、被害に気付いた方についても情報提供に至るまでの心のケアが必要。牧師、心理カウンセラーなど、心のケアを行う方々を通じて情報を集めるというのも有効な手段かと思う。

- ・不当寄附勧誘防止法に関する相談受付に関して、被害者に限らず周りの家族や知人でも相談可能であることを周知することが適当と考える。被害実態を踏まえれば、被害者本人はそもそも被害に気付いていないケースもあり、そうした被害を救済するためには周囲で気が付いた家族や恋人などの働きかけが必要となってくる。

また、相談のハードルを下げることも重要と考える。被害者本人からすると、当初からは想定していなかった事態にいつの間にか陥ることになるため、少しでも不安に思ったら相談いただくようにしてもらえれば、早期に被害に気付くことができるかもしれない。

- ・不当寄附勧誘防止法の運用について、今後寄せられる相談件数は減少していき、相談が寄せられない日々が続く中で体制維持が困難になることもあるのかと思われるが、他方で隠れた被害もあると思うので、ぜひ継続的な法運用をお願いしたい。この点、靈感商法による被害が甚大であった1980～90年代には報道でもこの問題がよく取り上げられており社会的関心も高かったが、新規性に乏しい内容であることもあってか、それ以降は被害が残存しているにもかかわらず報道ではすっかり取り上げられなくなった。ただ、人の命や生活にかかわる問題である以上、継続的な対応が必要であると考えている。

## (エ) その他の内容

- ・不当寄附勧誘防止法に実効性があつたのかどうか、今回の見直しに当たって統計的に調査していただきたい。献金勧誘による被害額の推定も併せて実施し、法の実効性の検証をされるべきと考える。
- ・見直し規定は重要な規定であると考えているので、私のような被害者の意見をよく聞いて、きちんと上まで共有して、実効性ある法律にしてもらいたい。



- ・不当寄附勧誘防止法の見直しに関して、河野元大臣は何かしらの検討会を設けることを国会で明言されている。これも踏まえ、被害者及び弁護士が参加する形式の検討会を設置し、被害実態を十分踏まえた上で、実効性を高める法改正の在り方について議論されることを望む。
- ・「救済法」などと制定当時は報道されていたが、実際にこの法律を使っている人はいるのかと疑問に思う。こういった法律はこのようなものかとも思うが、もう少し身近なものとなってほしい。法律の内容が難しく身近に感じられない。
- ・献金は証拠が残らない形で行わされることも多く、団体側は献金の事実を認めないこともあるため、寄附を募る事業者側が受領した献金等の記録を残しておくことを法律で義務づけることも検討してよいのではないか。
- ・憲法との兼ね合いで難しいのは承知の上だが、過去の被害にも不当寄附勧誘防止法が適用されるのが本来は望ましい。自分が被害を受けた宗教団体について言えば、高額献金被害が1990年代～2000年代中盤～後半までの期間に集中して発生していたところ、これが今も問題となって残っている状況。また、幼少期に親と同様に宗教団体の教義を教え込まれた2世にとっても、自分の被害に気付くまでには相当の時間を要するため、被害に気付いた時には法的時効が既に到来しており救済の道が閉ざされているケースがほとんどである。
- ・不当寄附勧誘防止法の見直しに当たっては、消費者契約法の改正も含めてだが、日弁連から2023年に出されている3本の意見書の提言内容などを参照していただきたい。具体的に検討いただきたい事項は、以下のとおりである。
  - ① 正体や目的を隠した勧誘・助言の機会を奪うこと・「つけ込み型不当勧誘」の禁止
  - ② 家族等第三者による取消権を行使できる制度の検討
  - ③ 被扶養者等を保護するための債権者代位権制度の検討
  - ④ 不当寄附勧誘防止法違反が疑われる被害状況について把握している被害者以外の家族や周囲の関係者などが、加害者である団体などに対して違法行為が疑われる旨を書面送付できるよ

## うにする制度の創設

- ・不当寄附勧誘防止法成立時における参議院での附帯決議のうち 10 番目及び 11 番目の項目において、親族間の問題、心の悩み及び宗教 2 世を含む子供が抱える問題等の解決に向けた支援体制の構築、成人した宗教 2 世の支援体制の構築及び本法での被害救済の適用対象外となった被害者等への支援についての検討が掲げられたが、これを具体化していただきたい。
- ・参議院の附帯決議において、被害者等の支援団体に対する支援を検討し、措置することを定められているところ、支援団体が自前で活動するには限界もあるので、この点消費者庁の所管ではないと理解しているが、適当な府省庁において適切な措置がとられるようお願いしたい。

## エ 公益財団法人日本宗教連盟

- ・神道、キリスト教、仏教、新宗教の各宗派において、不当寄附勧誘防止法の施行後以降、同法に係る訴訟を提起された事例は、知り得る限りにおいては把握しておらず、同法に関する問題は生じていない状況。
- ・当連盟が主催した、各地の宗教法人役員及び事務担当者向けの不当寄附勧誘防止法に関する説明会に消費者庁にも協力いただいたが、新法について一定程度の理解が図られ、漠然とした不安をもった宗教法人関係者の不安の解消につながり、効果があった。
- ・証拠が確認できていないので不確かな話にはなるのだが、宗教法人に対して数十万円寄進をした方のご遺族から、不当寄附勧誘防止法の内容を踏まえてなのか、不当な勧誘であったと主張を受け返金請求を受けた事例を聞いたことがある。なお、相応の寄附を受けた際には領収書を発行することが徹底されており、当該事例においても過去の領収書を全て確認したところ、領収書記載の合計額と比べて遺族からの請求額は過大なものとなっていたとのこと。いずれにせよ、過去の領収書の確認作業は非常に煩雑であり、大変だったと聞く。
- ・経済的に脆弱な教会に対して、信者の方で生前中あるいは死後に寄附

する意向を示される方がいると遺贈や贈与契約を結ぶことになるのだが、そうした場合、法定相続人が当該寄附に納得せずいざこざが生じる事例は、不当寄附勧誘防止法制定前からある。最近では信託銀行が入るようになったためだいぶ問題はなくなったが、不当寄附勧誘防止法の成立によって、そうした相続人の方々が親や祖父母の寄附に対する不平・不満を言いやすくなった側面はあると思い、情報はきちんと残して争いの種は作らないように注意喚起しているところ。なお、宗教法人関係者には、信者に対して密室で遺贈や贈与の約束はしないように言っている。

- ・遺族の方から弁護士を立てて信者である親が支払った寄附金の返金請求を受けた事例は聞く。その際、不当寄附勧誘防止法が出来たことによって、同法が悪用されているわけではないが、そうした寄附金の返金請求が後押しされていると感じる。
- ・不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関して言えば、宗教法人の活動は靈感その他合理的に実証不可能な能力を用いることに他ならないため、これを用いて不安をあおる又は不安を抱いていることに乗じて寄附を勧誘することを禁止する法があることは、我々宗教法人にとって活動しづらくなっている面はあるし、イメージダウンが否めない面もある。
- ・宗教法人の運営に当たっては、信者の方に寄附やお布施、浄財といったものをお願いする場面もあるが、そういったものについては必ず領収書を出すことや帳簿をつけることを徹底するように、各所を回って研修会や講習会を開き、宗教法人関係者に対して指導するようにしている。
- ・檀家組織や信徒組織などで信者の在り方というのは異なってくるところ、ここ30年程の間にみられる変化として、古くからの信者の子供世代や孫世代における信仰文化の希薄化がある。これを背景に、信者である祖父母が自らの信仰心で進んで行った寄附金を、信仰に無理解な子供世代が不愉快に思い、不当な勧誘行為があったとして当該寄附金の返金を請求するというケースも生じている。こうした場合において、当時に寄附者本人が不安をあおられて寄附を行ったのか、あるいは純粹に自らの意思で寄附を行ったのかについては合理

的な証明が難しく、そうした事情もあって、実際には訴訟に発展することを避けるために法人側が折れるケースが非常に多い。御家庭の事情も重々承知しているが、お寺等がなくならないように頑張っている中で、厳しい状況にはある。純粋に信心をもってお布施等を行っていただいていた祖父母や両親の気持ちも尊重していただければと思う面がある。

- 宗教法人の運営に当たって、信者から進んで寄附や寄進を受けることは恒常的にされてきた。他方、不当寄附勧誘防止法による直接的な影響かどうかという点は別として、ここ数年、信者の家族の方で同様の信心がない方と、信者からいただいた寄附金についていざこざが生じるケースがよくある。基本的には信者が信仰心をもって行ったものであるもので、大体は示談や和解で済んでいる。いずれにせよ、信仰心というものを理解してほしいとまではいわないが、宗教界に限らず、様々な法人等で、寄附にはそれぞれの流儀といったものがあると思うし、少なくとも把握する限りにおいて、(加盟する)宗教法人による寄附勧誘で不当寄附勧誘防止法第4条等に定めている内容に違反となるものはない。こういった点(それぞれの法人等が持つ特有の流儀や文化)について、理解が広がればと思う。
- 不当寄附勧誘防止法は寄附を募るあらゆる法人等に対して不当な寄附勧誘行為を規制する建付けとなっているが、一般企業と寺社を同じフィールドで語ることはできないと考える。例えば、税制上では、宗教法人が宗教活動に伴って得られた寄附金は「本体事業収入」とみなされ一般企業における寄附とは異なり非課税となっている。また、宗教上の寄附についても、その性格上「donation」と言えるものもあれば、「charity」と言えるものもあり、寄附の性質は日本と海外とで異なるといった事情もある。こうした多様な背景事情があるにもかかわらず、不当寄附勧誘防止法では「寄附」を一括りに扱っている点に問題があると思っており、今後同法に関するどのような事例がでるのか不安に感じている。
- 不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関して言えば、消費者契約法の平成30年改正において衆議院での修正時に追記された内容をそのまま流用しているが、不当寄附勧誘防止法の立案当時も申し上げたとおり、この内容を流用したことは大変遺憾である。そもそも、「靈感そ

の他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」との記載ぶりについて、法律用語として複雑すぎる。当該部分の内容は我々宗教法人が提供する全てに関係するものであるが、靈感自体は悪いものではなく、それを濫用することがだめなのであるから、このことを法律上でもより分かりやすく明記すべき。

- 不当寄附勧誘防止法第4条第6号に関してさらに言えば、靈感という法律的に実証困難なものをキーワードとして定義していること自体に問題があると考えている。個人によって感覚も違えば、宗教毎にも性質が異なるものであるため、単に一つの言葉で定義することに無理がある。にもかかわらず、法律上でこのように書かれると、その解釈次第で法律が濫用される恐れがあるほか、靈感自体を用いることが悪いという宗教に対する偏見に結び付けられるおそれがあり誠に遺憾。
- 法律の適用には単に、「靈感による合理的に、、、」とするのではなく、「靈感を濫用し、合理的に、、、」という解釈をガイドライン等で徹底してほしい。また、同種の新法を制定の折には、誤解の無いよう「靈感を濫用し、、、」とされたい。
- 宗教法人は公益性を有する性格上、訴訟ごとを嫌う性質がある。そうした中で、不当寄附勧誘防止法に関する返金請求を受けたときの対応について、寄附時の個人の意思を確認・立証する手段がないという点は悩ましく思う。例えば、信者の方から寄附を受ける際に、マインドコントロールを受けていないといった内容について確認の上自署いただくといった対応ができないか。いずれにせよ、何らかの措置を検討しないと、訴訟に発展した際に、宗教法人側として対応できず泣き寝入りに陥ってしまうことになる。また、寄附においても電子決済が一般化した中で、個人の意思の任意性を証拠として残す手段も考えないといけない。
- 不当寄附勧誘防止法第10条に関して言えば、被害者の家族が代位行使できる返金請求権の範囲を婚姻費用・扶養費等に相当する分に限定することで、当該制度が濫用され家族による不当な返金請求が行われないようセキュリティがかけられているものと認識している。当該制度の内容について、個人及び法人いずれの側にも理解が広ま

ることが望ましい。

- 要因は様々だが、宗教に対するイメージが悪くなっていることを背景に、宗教法人へのお布施が少なくなっているほか、寺社を支援するという文化が希薄化している。そうした状況の中、不当寄附勧誘防止法をみて寄附の勧誘を更にしづらくなっている宗教法人関係者もいるのではないかと懸念されるところ、法人運営側の関係者が同法の内容をよく知っておくようにすることが重要と考える。このままでは宗教法人の基盤が揺らいでいくのではないかという危惧がある。
- 社会において政教分離が誤った解釈をされている節があり、国や行政機関が公的な領域から宗教関係者を排除するような流れがある。そもそも公教育においても宗教を教えることができないものとされているが、本来であれば、カルト問題も含めて教育した上で宗教の善し悪しの分別がつくようにされたい。こうした背景もあつて宗教に対するイメージが様々に錯綜している中において、靈感というワードを用いた法律ができることは、より一層宗教そのものが悪いというイメージを植え付けることにつながりかねず、大変遺憾である。「靈感」という言葉を法律から削除することも検討してほしい。

#### オ 特定非営利活動法人セイエン

- 法の制定時であるが、不当寄附勧誘防止法はあらゆる法人等が規制の対象となるにもかかわらず、宗教法人以外のNPO等への意見聴取の機会が設けられなかったことは不十分な議論だったと評価せざるを得ない。一般的な規範を定めるには立法事実に乏しかったと思われるし、諸外国における制度の比較検討などが十分に行われるべきであった。他方で、当時の諸情勢を鑑みれば、被害者救済のための早急な法整備が必要であった点にも理解はできる。
- 消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用自体には、現状問題なく、妥当なものであると評価でき、消費者庁における取組の成果が実っているのではないと思われる。
- 法附則第5条がある以上、消費者庁として検討を行う必要があることは否定しないが、現時点においては改正すべき事項は我々の考えでは存在しないと思われるし、これ以上の規制の強化には反対する。

- ・法附則第5条に係る検討に際して検討会を立ち上げる場合には、その構成員にNPO関係者も含めた上で議論していただきたい。
- ・法制定当時、宗教団体のみならずNPOも含めた寄附勧誘に係る一般的な禁止規範が策定される動きがあることを把握し、新法が制定されることによって各地のファンドレイジングの活動が不当に制限され萎縮するといった副作用が生じることが非常に懸念された。そのため、こうした新法による副作用を最小化するため、連日活動していた。他方で、寄附勧誘被害に遭った被害者を救済するための立法措置であるという新法制定の趣旨については理解できるころではあったので、被害者救済等に向けた動きを阻害しないように細心の注意を払っていた。  
 こうした活動の結果もあって、当時の国会における法案審議において、新法の施行・運用に当たっては寄附文化の醸成に配慮するといった総理及び大臣の答弁もあり、実際に法第12条においても法運用上の配慮義務として、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に配慮することが盛り込まれたのはよかった。
- ・消費者庁において不当寄附勧誘防止法の運用上の制度として創設された「執行アドバイザー制度」に関して言えば、アドバイザーとして各界の有識者が就任する中で、その一人として日本NPOセンターの理事である萩原なつ子氏が選定されたことは評価に値する。
- ・消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用について、2年間の運用結果として法に基づき勧告・命令を行った事案は0件であったところ、これに対する評価は一概には申し上げがたいが、少なくとも同法に違反するようなNPOがなかったことが明らかとなり安心している。
- ・不当寄附勧誘防止法の制定によって、寄附者である国民が悪質な寄附勧誘に対して気を付けるようにするといった問題意識の向上につながった面があると思う。
- ・法制定当時において、新法の制定・施行によってNPO等の活動の萎縮につながることを懸念しており、特に公益認定法の第17条をベ-

スにした上で寄附勧誘に当たっての配慮義務を定めることがないように主張してきた。公益認定法の当該規定は、非常に漠然とした寄附の募集に関する禁止行為を定めたものとなっているところ、もしこれを準用する形で新法が制定されていれば、NPO等の活動に支障が生じることが予想された。一方で、現行の不当寄附勧誘防止法の規定はいい塩梅で制定されたものという印象をもっており、現状において、NPO等の活動に過度な萎縮が生じているといった事態は確認されていない。したがって、現行法の内容で妥当なものだと認識している。

- ・不当寄附勧誘防止法の第3条に関して言えば、制定当時から第4条と同様に禁止行為にするべきだという意見もあったが、NPO側の立場から申し上げると、特に同条第3号の寄附金の使途誤認がないようにするという規定については、もし厳格化した場合、実際に寄附を募る団体が適切に対応するのは至難の業であると思う。特に誤認については勧誘を受ける寄附者個人の主観によるところも大きいため、これも踏まえれば寄附金の使途誤認を完全に防ぐことは理論上不可能であると考ええる。例えば、寄附の募集時点においては子ども食堂の運営のために寄附を募っていたとしても、その後震災被害が発生し、その迅速な復興のために寄附金を転用するといった活動事案もあるかと考えられる。こうした事例において、もし寄附金の使途誤認を法律で厳格に規制された場合には、そういった慈善活動を行っている団体の活動の萎縮につながりかねない上に、社会全体における公益性を損なうことにまでつながると思う。そのため、現行法の規制をこれ以上厳しくすることは避けていただきたい。禁止行為化により、行政処分の対象になるであるとか取消しの対象になるのではなく、あたかも一切の転用等が禁止であるということによる萎縮効果が相当地に懸念される。
- ・寄附勧誘被害の抑制のためには、法によって寄附を募る側の法人の不当な行為を規制することとあわせて、国民向けに寄附に関する教育を推進することなどを通じて、寄附をする側の個人の寄附リテラシーの向上を図るべきであると考ええる。

#### カ 公益財団法人日本非営利組織評価センター

- ・寄附や助成金を受ける非営利組織（NPO）の組織運営について信頼



性を評価する新制度として2025年4月に「グッドギビングマーク制度」を創設し、当該制度の設計に当たって不当寄附勧誘防止法の内容を参照させていただいた。6月以降申請の受付を開始しており、8月末以降から審査結果を随時出す見込みである。現時点で想定以上の申請を受け付けており、今後認証団体が増えてNPOの組織運営について信頼性の可視化が進み、寄附者が安心して寄附できる社会が実現されるよう努めてまいりたい。

- 申請に当たっては、当法人で作成した申請ガイドブックを熟読いただいた上でこれに同意いただくことになるのだが、このガイドブック内において制度上の審査基準の1つとして募金目的の明示及び寄附結果の報告を掲げており、この審査基準を満たす上で不当寄附勧誘防止法を十分理解していることを要求している。ガイドブック内では不当寄附勧誘防止法に規定されている配慮義務及び禁止行為の概要の紹介もしており、こうした我々の取組がNPOにおける同法の理解の広まりに貢献できればよいと考えている。
- 不当寄附勧誘防止法が制定される以前から、NPOの信頼性を評価する制度として「グッドガバナンス認証制度」を運用しており、当該制度の運用上でも非営利法人の寄附活動に関する審査をしていた。その際には、領収書の発行や寄附の目的・使途の明示といった寄附を募るに当たって行った方がよいことは示せていたが、逆にどういった寄附の募集方法は不適切なのかということは具体的に示せていなかったのが課題であった。この点、不当寄附勧誘防止法が制定されたことで、寄附勧誘に当たって行ってはいけないことを明確に示すことができるようになったのは大変良かった。
- 「グッドギビングマーク制度」の運用上、NPOからの認証申請に対して審査を行うところ、その審査基準として寄附を募る際に寄附目的の明示及び寄附結果の報告を行っていることを満たす必要があるものとしている。これを審査する際には、申請団体から提出された直近の募金に関する書類の確認及びオンライン面談を実施している。なお、書類の受付に当たっては、具体的に必要な書類について厳格な指定は設けておらず、例えば当該団体のウェブサイト上での募金案内のページなど幅広く受け付けることとしており、他の提出書類を含めて総合的に確認することとしている。

このほか、過去5年以内に行政処分を受けた経歴の有無及び不当寄附勧誘防止法に関連するクレームを受けた経歴の有無といった事項も申請に当たって事業者へ報告を求めており、あった場合にはその時期や内容、当時の対応といった詳細について確認するようにしている。なお、審査は現在進めているところだが、その過程で、不当寄附勧誘防止法に関連するクレームがあったと申告を受けた事例はない。

- ・制度の認証に当たっては、対象事業者が不適切な団体でないかどうか確認するため行政処分の履歴や民事訴訟の履歴の有無といったことを従来から確認するようにしているが、寄附をめぐる訴訟についてはスラップ訴訟のような事例もあって、NPO法人自体に非があるかどうかの線引きが難しい面があった。また、従来から寄附活動に関する審査のポイントの1つとして、ファンドレイジングに関しての倫理規定のようなものを設けているかどうかという点も確認していたが、実際にそういった規定を設けている団体はほとんどなかった。

そうした中で不当寄附勧誘防止法が制定されたこと、「グッドギビングマーク制度」の審査基準に不当寄附勧誘防止法の理解を設けたことで、「グッドギビングマーク」はNPOが同法の趣旨をちゃんと理解した上で募金活動を行っていることを示すことができ、関係法令を遵守した上で活動しているというわかりやすいアピールポイントを示すことができるようになったのではと考える。また、NPOが不当な寄附勧誘行為を行わないように意識を高めるツールの1つとして不当寄附勧誘防止法が機能した側面もあると考えており、こうした点で同法が非常に役立ったと考えられる。

- ・長年ファンドレイジング業界に携わってきた関係者の視点からみても、不当寄附勧誘防止法ができたことは業界において非常にインパクトが大きかったと思う。法の制定当時にはどういった影響が今後生じるのか非常に懸念されていた印象がある。
- ・NPO業界では、マンスリーサポートといった毎月定額での継続寄附をいただける方を増やしたいと思っているところ、その募集はNPOが委託した事業者が行う。募集团体自体は自らの活動に共感と理解をいただいた上で寄附してもらいたいという思いが強い一方で、商談などに長けている委託事業者はそういった共感を得ることより

も寄附を集めることに主眼がおかれる傾向にある。そうした面もあって、不当寄附勧誘防止法の制定以前から一定数のクレームが募金者から寄せられていた状況であったが、こうした中で新法によって委託事業者を通じた従来の寄附勧誘行為が規制対象とされ、寄附を集めにくくなるといった影響があるのではと非常に不安視していた。特に公益団体は社会からの信頼性がその活動において重要となっているところ、新法によって勧告や命令を受けた場合には、団体としての信頼に傷が付きその後の活動に支障が生じる心配もあった。

ただ、この2年間法律に基づく勧告・命令といった件数が0件であったことは、安心材料となった。新法成立当時には、従来から受けていた寄附に関する些細な苦情があった場合にはただちに法律違反となり、今後の寄附活動に支障が生じるほか助成金の返還を求められるといった弊害が及ぶ事態に陥るのではと心配していたが、結果として同法の施行によってそういった弊害は生じないものであると理解し安心している。

- ・今後とも、寄附者及び寄附を募る法人・団体のいずれ側へも教育や研修などを通じて寄附に関するリテラシーを高めていただくことが重要であると考え。
- ・NPO業界では新法制定前には自団体の活動への悪影響が生じないか不安視する動きがあったが、実際に法が制定されたことで、自分たちが行ってきた通常の寄附勧誘行為は法律上問題ないことを理解し、逆に自信をもって活動できることにつながったのではないかと思う。  
他方で、最近ではNPO内において不当寄附勧誘防止法への関心が薄くなっていると感じる。背景としては、同法の内容が業界に広く定着したからというより、通常の寄附勧誘行為が規制対象とならないことが理解されたことから、自分たちの活動には問題ないと考え無関心になったのだと考えられる。しかし、先ほども申し上げた委託事業者や寄附の募集をする構成員が自らの実績欲しさに退去妨害などの不当な勧誘を行う危険性は今後も否定できない。そうした意味で、消費者庁による法の周知・啓発活動については今後とも継続的に実施される必要があると考える。
- ・遺贈寄附については近年盛んになっているが、これを募る団体においては不当寄附勧誘防止法の内容をしっかりと理解した上で、同法を一

種のガイドラインとして活用し、これに違反するような勧誘行為を行っていないことを後から証明できるよう準備するといった形で、法を活用することができるのではないかと思う。遺贈寄附をめぐっては寄附者の遺族との間で返金トラブルが生じるおそれもあるところ、不当寄附勧誘防止法を遵守していることを示すことで、そうしたトラブルの回避・対処に役立てられるのではないかと考えられる。

- ・不当寄附勧誘防止法の制定・施行を受けて、NPOが行う寄附勧誘行為についてのクレームが増えたといった影響は、知り得る限り把握していない。

#### キ 社会福祉法人中央共同募金会

- ・法律制定当初においては、新法の成立によって通常の募金運動にも支障が生じるのではないかという心配はあったが、従来通りの募金への協力の呼びかけの範囲内であれば法律上問題はないとの認識の上で、全国の関係者に新法に関する正しい理解が広まるように、情報誌を通じて周知した。

なお、新法の運用から1年が経過した令和6年4月に、周知対象とした全国の関係者に新法に関する問題や支障が生じていないか聞き取りを行ったが、特に問題があったとの報告はなかった。

- ・新法ができる以前から、ボランティア活動も通じながら行っている共同募金運動における寄附への協力依頼に対して、断りづらいであったり、寄附金が何に使われているのかわかりづらいといった声が一定数寄せられていた。そうした中で新法が制定されたが、それをきっかけにそうした批判や苦情が増えたという印象はない。
- ・共同募金運動における寄附への協力依頼は新法の規制対象外であると認識しており、なおかつ社会福祉法の規定に基づき従来から寄附金の使途や結果を公開していたので、新法の制定を受けて募金運動の方法を変えることはなかった。
- ・共同募金運動における個人からの募金とは異なり、NPOなどでも募られている遺贈寄附は一般的に相当程度の額であるところ、寄附者の判断能力に問題があったと寄附者の遺族との間で寄附金返還に係るトラブルが生じないか、業界全体で心配している節はあったよう

に思う。なお、共同募金会でも遺贈寄附を募っているが、少なくとも新法の制定以後、そのような遺族とのトラブルが生じた事例は聞いていない。

#### ク 日本赤十字社

- ・法人向け及び個人向けに寄附を募っているが、不当寄附勧誘防止法の成立・施行によって活動に支障が生じたという影響はなく、一般の寄附者の方から同法に関連する問い合わせを受けたこともない。
- ・不当寄附勧誘防止法の成立・施行を受けて寄附者との間で寄附金の返金に係るトラブルが増えたというような影響も確認されておらず、やはり同法によって活動に支障は生じていない。

### (3) 総括

前記の各団体等からの意見について、その内容ごとに分類すると、寄せられた主な意見としては以下のとおり整理される。

#### ア 法の実効性及び改正の必要性に関する意見

- ・法の制定・施行によって被害に対する一定の抑止効果が働いており、評価に値する。
- ・消費者契約法には行政措置規定がなかった一方で、不当寄附勧誘防止法にはこれが設けられた点が評価できる。
- ・これまでの法の運用状況及び法の内容などを踏まえれば、現時点で不当寄附勧誘防止法を改正すべき事項はなく、また通常の寄附勧誘活動に支障が生じないようにするためにも、これ以上規制を強化するべきではない。
- ・法律が被害の実態に即しておらず、実効性に欠けており、被害実態を踏まえた早急な法改正が必要と考える。
- ・実際の被害救済の現場において、法がほとんど活用されていない。
- ・被害の立証義務が被害者側に課せられていることを、被害救済上での課題の1つとなっている。
- ・不当寄附勧誘防止法では、宗教2世被害者の救済は困難である。
- ・法の2年後検討に当たって、法の実効性があったかどうかなどについて、統計調査を行うべき。

#### イ 消費者庁における法運用に関する意見

- ・消費者庁での法運用については、やれるべきことが十分果たされ、妥当

なものであった。

- ・通常の寄附勧誘を行う団体の視点からみて、法に基づく勧告・命令が0件であったことは、通常の寄附勧誘を行う上でも一定数寄せられてしまう寄附に関する些細な苦情などを受けてただちに法律違反となるわけではないことの裏付けにもなっていると考えられ、法が通常の寄附勧誘を行う団体の活動を阻害していないことも確認でき、安心につながった。
- ・端緒情報の収集について、そもそも被害に気づいていない当事者からは情報が寄せられない。
- ・寄せられている相談件数が少なく、その要因として被害者が抱える様々な心理状態が影響している。
- ・匿名情報が寄せられる原因の1つに、相談先が信用できるかどうか不安に思う被害者心理がある。
- ・消費者庁のウェブフォームについて、高齢者などのデジタル機器の扱いに不慣れな人間にとっては情報提供が困難である。
- ・被害救済のために、相談のハードルを下げ少しでも不安に思ったら相談いただくようにすることが重要である。
- ・献金勧誘被害の相談に適切に対応できるよう、実際の被害者などを相談機関に配置するといった措置をとることが重要である。
- ・情報収集に当たっては、法務省などの関係省庁と緊密な連携をとることを求める。
- ・消費生活センターについては、不当寄附勧誘防止法違反に関する被害情報が寄せられるとは考えにくく、情報窓口の1つとしてはあまり機能していないのではないか。
- ・法テラスの靈感商法ダイヤルについて、消費者庁のウェブサイトの通報窓口を相談者に紹介された事例を把握しておらず、情報窓口の1つとしてはあまり機能していないのではないか。
- ・嫌疑なしとして調査を終えた事案について、それを放置することなく、適切に引き継いで被害防止のために活用すべき。
- ・法第3条の配慮義務違反の認定についてかなり抑制的な運用にとどまっており、もっと積極的に行使すべき。
- ・今後相談件数が減少したとしても、法運用を継続することを求める。

#### ウ 消費者庁における法の周知・啓発に関する意見

- ・法に関する法人等向けの説明会について、一定の効果がある。
- ・法に関する法人等向けの説明会について、法の定着を図るためにも継続

的な実施を求める。

- ・不当寄附勧誘防止法に関するポスターやパンフレットについて、目にしたことがない。
- ・被害者本人にとっては、自分が被害に遭っていることを認識できていない状況に陥っているケースもあり、そうした状況下で不当な寄附勧誘に関する注意喚起を行っても、被害者本人に響くことはない。
- ・被害実態としては、寄附に限らず高額商品を購入させるケースもあるところ、消費者契約法とあいまって被害を防止しているという点をもっと分かりやすいように周知すべき。
- ・被害実態を踏まえ、被害者に直接アクセスできるよう、銀行での入出金の際に不当な寄附勧誘行為への注意喚起を促すのも1つの手段ではないか。
- ・被害に遭っている家庭内における未成年の児童の救済に結び付ける観点から、被害状況を察知し実際に対応する児童相談所、警察及び地方自治体などの関係機関の担当者に法の内容を周知すべき。
- ・若年層に対する法の周知・啓発が必要である。
- ・新たな寄附勧誘被害を抑制するためにも、国民向けに寄附に関する教育を推進することなどを通じて、寄附をする側の個人の寄附リテラシーの向上を図るべき。

## エ 献金勧誘被害の実態に関する意見

- ・献金勧誘に至るまでに、宗教団体から教義を伝道されマインドコントロール下に陥った結果、献金勧誘時点ではもはや困惑に陥るような状態とはなっておらず、自分が被害に遭っていることに気が付けない状態になっている。
- ・被害者が被害に気づくためには、家族やカウンセラーなどの専門家の協力が必要であり、また、被害に気づいた後にも精神的に不安的な状態に陥ることから、被害からの回復のためそうした関係者の支援が必要である。
- ・被害者自らもまた被害に加担していたことに後から気づいた場合には、これによる罪悪感も相まって、心の整理に相当な時間を要する。
- ・献金勧誘被害に遭い生活維持困難に陥った親の子供が、高齢の親の生活を支えるために苦勞するという間接的な被害が生じている。
- ・献金勧誘被害は単に金銭的被害にとどまらず、家庭内でのトラブルや精神的被害といった側面もあるなど、その実態は多岐にわたる。
- ・被害者が若年層化している。

## オ 寄附をめぐる社会情勢に関する意見

- ・宗教界においては、知り得る限り、法に関して訴訟にまで至り問題となった事案は生じていない。
- ・法の成立前から宗教法人と信者の遺族との間で寄附金に関するトラブルが生じていたところ、法の成立によって遺族側が親や祖父母が行った寄附に対する不平・不満を言やすくなった可能性がある。
- ・近年、宗教信者の子供や孫世代において、信仰文化の希薄化が進んでおり、こうした事情も背景にあって、信者の遺族による寄附金関連のトラブルが生じている。
- ・宗教法人において、信者の遺族との間で寄附金に関するトラブルが生じ、過去の領収書の確認といった煩雑な事務作業が生じるなど、対応に苦労した事例もある。
- ・宗教法人が信者の遺族から不当な勧誘があったと主張され寄附金の返還請求を受けた場合において、寄附当時に信者が寄附を自由意思で行ったものかどうか証明することが困難であることから、訴訟に発展することを避けるために法人側が折れるケースが非常に多く困っている。
- ・各地の宗教法人関係者に対して、信者から寄附を受領した際には領収書の交付及び帳簿への記録を徹底するように指導しており、寄附金に関するトラブルの防止に努めている。
- ・宗教信者が行った寄附について、信仰に無理解な子供世代などの家族から返還請求を受ける状況を鑑みると、純粋な信仰心で寄附を行った信者の気持ちがもっと尊重されるようになることを望む。
- ・NPOの信頼性を評価する認証制度の設計に際して、不当寄附勧誘防止法が役に立った。
- ・不当寄附勧誘防止法の制定までは、寄附勧誘に当たって法人・団体が行ってはならない行為は必ずしも明確に定められていなかったところ、法の制定によりこれが明文化された。
- ・NPOや公益法人が通常の寄附勧誘を行うに当たって、不当寄附勧誘防止法の施行による弊害といったものは生じていない。また、通常の寄附への協力の呼びかけの範囲内であれば法律上問題はないと理解している。
- ・NPOや公益法人が行う通常の寄附勧誘に対するクレームや苦情の問い合わせなどは、不当寄附勧誘防止法が制定される以前から一定数あった。なお、不当寄附勧誘防止法の制定を受けてそうしたクレームなどが増えるといった悪影響は確認されていない。



- ・不当寄附勧誘防止法が制定・施行されたことで、通常の寄附勧誘を行う法人・団体が同法を遵守していることをアピールできるようになったという意味で、法が役に立った面があると考えられる。

#### カ 令和6年7月11日の最高裁判決に関する意見

- ・法第3条の配慮義務規定が一部引用された上で、宗教団体やその信者による献金勧誘行為の違法性判断基準が最高裁判決で示されたことを評価する。
- ・最高裁判決で示された念書の無効に関する判示部分においては不当寄附勧誘防止法の条文が引用されていないが、こうした寄附勧誘に際して寄附者の正当な権利行使を妨害するような行為も、不当寄附勧誘防止法における規制対象に含まれるべき。
- ・最高裁判決で献金勧誘行為の違法性判断基準が示されたが、具体的な基準や要件などは不明であり、被害救済に結び付けるためには今後の裁判例の蓄積を待つ必要がある。

#### キ 法の各規定の内容に関する意見

##### (ア) 法第1条に関する意見

- ・法の適用対象に個人による寄附勧誘を含めるべき。

##### (イ) 法第2条に関する意見

- ・高額商品を不当な価格で販売するといったケースのように、外形上は物品購入の体をなしていても、実質的には献金と同視できる行為については、法の適用対象に含まれるべき。
- ・寄附には様々な性質のものがあて一言で表現することは困難であるため、法律上で「寄附」を一括りに扱っている点には問題がある。

##### (ウ) 法第3条に関する意見

- ・第4～5条と同様に、禁止行為にすべき。
- ・第4～5条と異なり、禁止行為にすべきではない。
- ・正体や目的を隠した勧誘行為を禁止すべき。

##### (エ) 法第4条に関する意見

- ・柱書「困惑」の要件が厳しい。
- ・柱書「寄附の勧誘をするに際し」について、射程範囲が狭く、寄附勧誘に至る前に宗教団体が行う入信勧誘時の行為まで範囲に含めるべ

き。

- ・第4号に関して、寄附者が自由な意思決定を行えるようにするため、現行の規定を緩和するなどして、助言を求める機会を遮断する行為を禁止すべき。
- ・第6号の「必要不可欠」の要件が厳しい。
- ・第6号の靈感等の内容を含む規定は、靈感等自体が悪いものという宗教に対するイメージダウンにつながりかねず、宗教団体が活動しづらくなることが懸念されるため、靈感等自体ではなくその濫用が問題であることを法律上明記すべき。
- ・第6号の規定について、消費者契約法の内容がそのまま流用されたことは残念。
- ・要件を厳格に定めずに包括的な規定を設けた方が、活用機会の幅が広がり法の実効性が高まると考える。
- ・寄附者が合理的に判断することができない事情があることにつけ込んで不当に寄附勧誘を行うことを禁止すべき。

#### (オ) 法第5条に関する意見

- ・寄附者に働かせて寄附のための資金調達をさせることなどを禁止行為に含めるべき。
- ・寄附者が家族名義の資金を無断で使用して寄附に充てる行為を禁止すべき。
- ・借入れについて、寄附のための資金調達に限らず、寄附勧誘被害に遭った結果として生活維持困難になったことから生活費の補填のために行われるという間接的な被害もある。

#### (カ) 法第8条・第9条に関する意見

- ・寄附の意思表示の取消権について、「取消し」ではなく「無効」にすべき。
- ・取消権の行使期間が短いため、もっと長く、あるいは、無期にすべき。
- ・取消権の適切な行使期間を、客観的なデータに基づき把握した上で定めるべき。

#### (キ) 法第10条に関する意見

- ・債権者代位権の要件そのものが厳しいこともあり、被害救済に役立っていない。
- ・未成年による債権者代位権の行使は困難である。

- ・家族による取消権の適用範囲が限定されていることが課題であり、家族被害の救済のために、生活維持のための費用を保全するためにも利用できるようにするなど適用範囲を拡大すべき。
- ・かつての準禁治産制度を参考に、家族が被害者に代わって、献金被害額の返還請求や被害者の財産管理を可能とする制度を設計することを要望する。

#### (ク) 法第 11 条に関する意見

- ・自分から相談に行くことが困難な被害者として、被害を認知していない状態にある者及び被害に気づき精神不安定な状態にある者に対して、公的機関から積極的に介入できるようにすべき。
- ・未成年が被害者である親の献金勧誘被害に関して債権者代位権の行使をするためには弁護士の支援が必要になるところ、金銭面での制約が生じないよう、公費に基づく支援制度の措置をお願いしたい。

#### (ケ) 法第 12 条に関する意見

- ・法運用上の配慮義務として、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に配慮することが法の規定に盛り込まれたのはよかった。
- ・法第 12 条の具体的措置として設けられた執行アドバイザー制度において、NPO 関係の有識者をアドバイザーの一人として選定されたことは評価できる。

#### ク その他

- ・不当寄附勧誘防止法と同様に、消費者契約法にも行政措置規定を導入し、有償行為を伴う献金勧誘被害に対する実効的な措置を講ずるべき。
- ・寄附を募る法人等に、受領した寄附金の記録を残しておくことを法律で義務付けるべき。
- ・被害状況を把握している被害者以外の関係者が、加害団体等に対して不当寄附勧誘防止法違反の疑いがある旨を書面送付できる制度を創設すべき。
- ・不当寄附勧誘防止法について、法施行以前の被害にも適用されるのが望ましい。
- ・附帯決議に定められた、宗教 2 世等の支援体制の構築、不当寄附勧誘防止法の適用対象外となった被害者等への支援、被害者等の支援団体への支援の具体化を望む。
- ・有識者や被害者へのヒアリングを継続的に実施することを求める。

- 法案の策定に当たって、被害者の生の声を十分聴いていなかったほか、あらゆる法人等が規制の対象となるにもかかわらず、宗教法人以外のNPO等の意見聴取の機会が設けられず、不十分な議論であった。
- 法案の策定に当たって、あらゆる法人等の寄附勧誘行為を規制対象とする上での立法事実が乏しかった。